

## 仕様書

### 1 件名

令和8年度ウォーターサーバー賃貸借

### 2 目的

海洋ごみによる地球規模での環境汚染への対策として、ペットボトルの発生抑制を図るため、本庁舎本館の1階から7階、及び東、西、南、北行政センター、浜名区役所、天竜区役所に各1台のマイボトルに給水可能なウォーターサーバーを設置する。また、プラスチックごみ削減のための啓発も実施する。

### 3 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 設置場所、台数

・場所：①浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本庁舎本館

1階から7階に各1台

②浜松市中央区流通元町20-3 浜松市東行政センター1階、1台

③浜松市中央区雄踏1-31-1 浜松市西行政センター1階、1台

④浜松市中央区江之島町600-1 浜松市南行政センター1階、1台

⑤浜松市浜名区細江町氣賀305 浜松市北行政センター2階、1台

⑥浜松市浜名区貴布祢3000 浜松市浜名区役所1階、1台

⑦浜松市天竜区二俣町二俣481 浜松市天竜区役所1階、1台

上記計13台について、それぞれ別図に示す位置に令和8年4月1日までに設置すること。

### 5 仕様

以下の性能を有する機種とする。

- ・水道直結型ウォーターサーバーであること。
- ・冷水を供給できること。
- ・浄水フィルターにより不純物が除去できること。
- ・マイボトル、マイカップへ給水可能な注水口であること。

### 6 保守

- ・賃貸借期間中、ウォーターサーバーが當時正常な状態で使用できるよう、点検、整備、部品交換を行うこと。異常が発生した際には、早急に対応すること。
- ・浄水フィルターは機種の仕様に基づき、定期的に点検、交換、洗浄等を行うこと。

## 7 条件

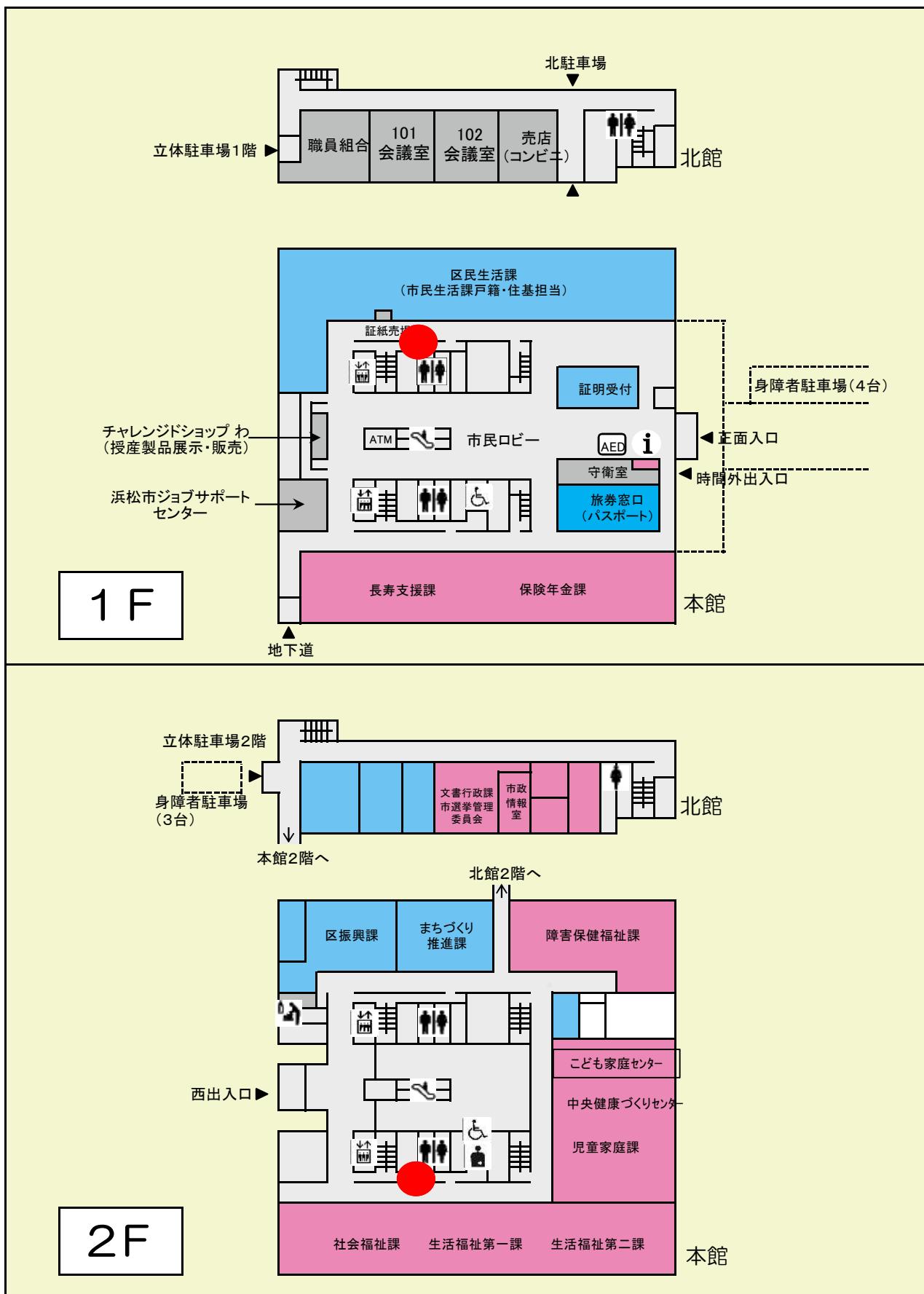
- ・本体、台座（スタンド型を除く）、付属品の設置・接続作業及び賃貸借期間満了後の撤去費用を含むこと。（注水口の形状は1/2オスネジ）
- ・賃貸借期間満了前に、ウォーターサーバーを引き続き賃貸借する契約を賃借人との間で締結し、かつ賃借人が認めたときは、撤去は不要とする。
- ・設置場所のスペース、設置日時などについて、賃借人と協議すること。
- ・本店舗においては、設置にあたり、引き戸の開閉に支障がないようにすること。
- ・人の接触、地震等により、容易に台座または本体が転倒しないような措置を講ずること。
- ・本体または台座に、プラスチックごみ削減につながる啓発掲示をすること。
- ・賃貸人の負担により、賃借人が用意する流量計を設置すること。

## 8 その他

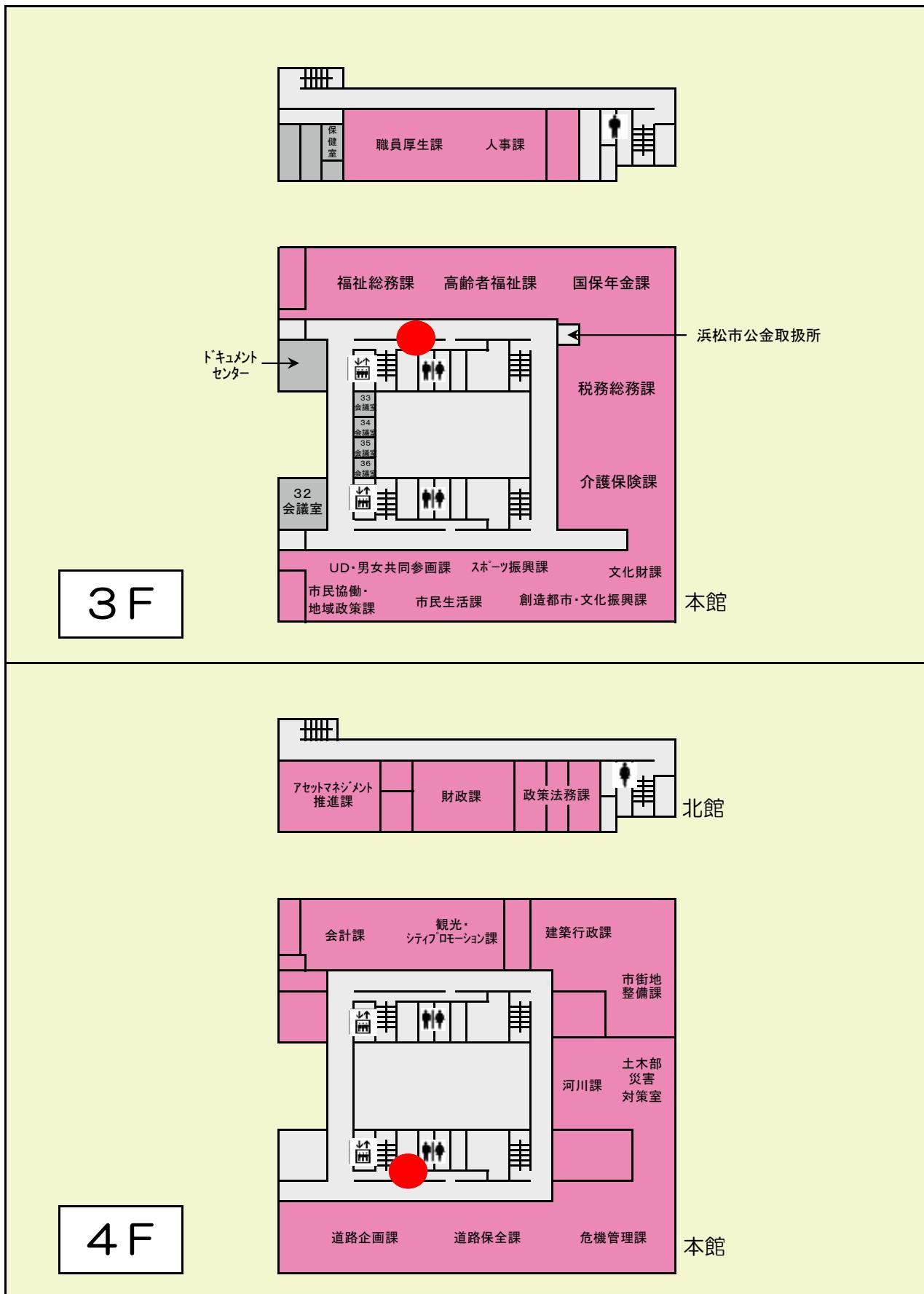
本仕様書に記載されていない事項については、賃借人と賃貸人が協議のうえ、定めるものとする。

## 別図：ウォーターサーバー配置図

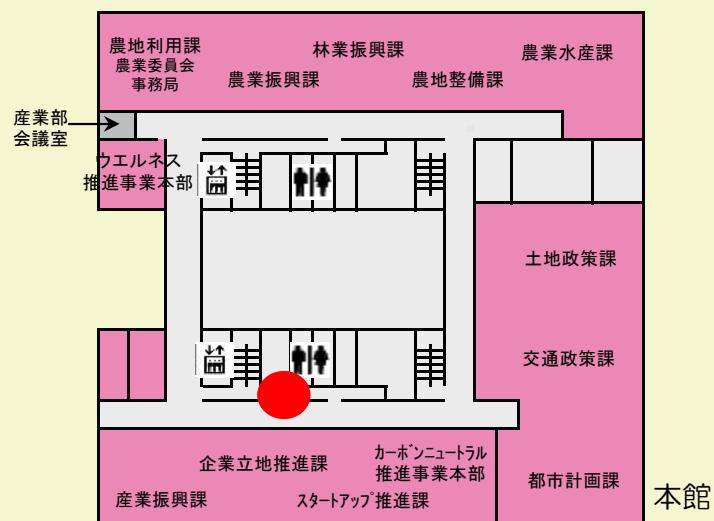
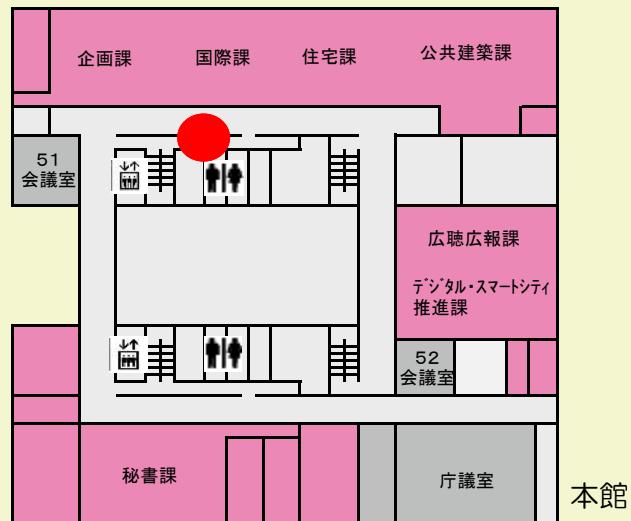
●：ウォーターサーバー設置場所



● : ウォーターサーバー設置場所

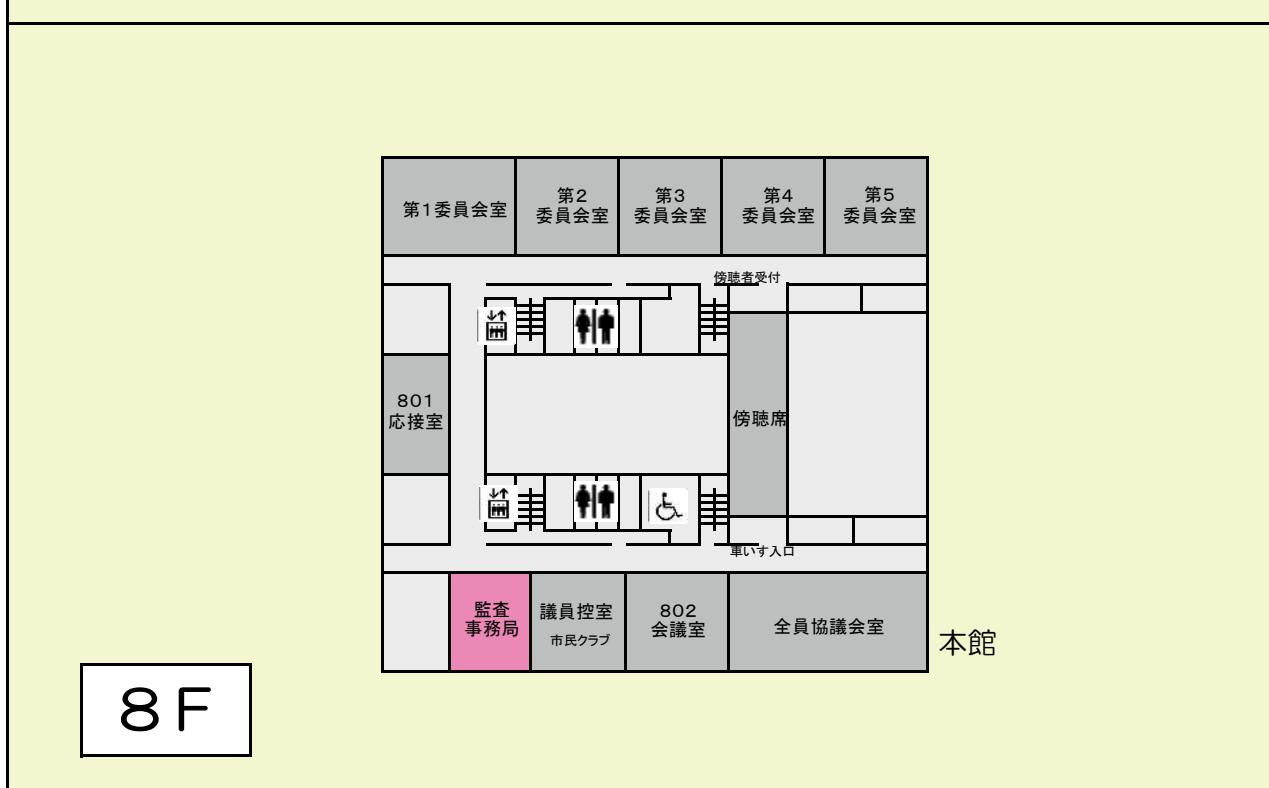
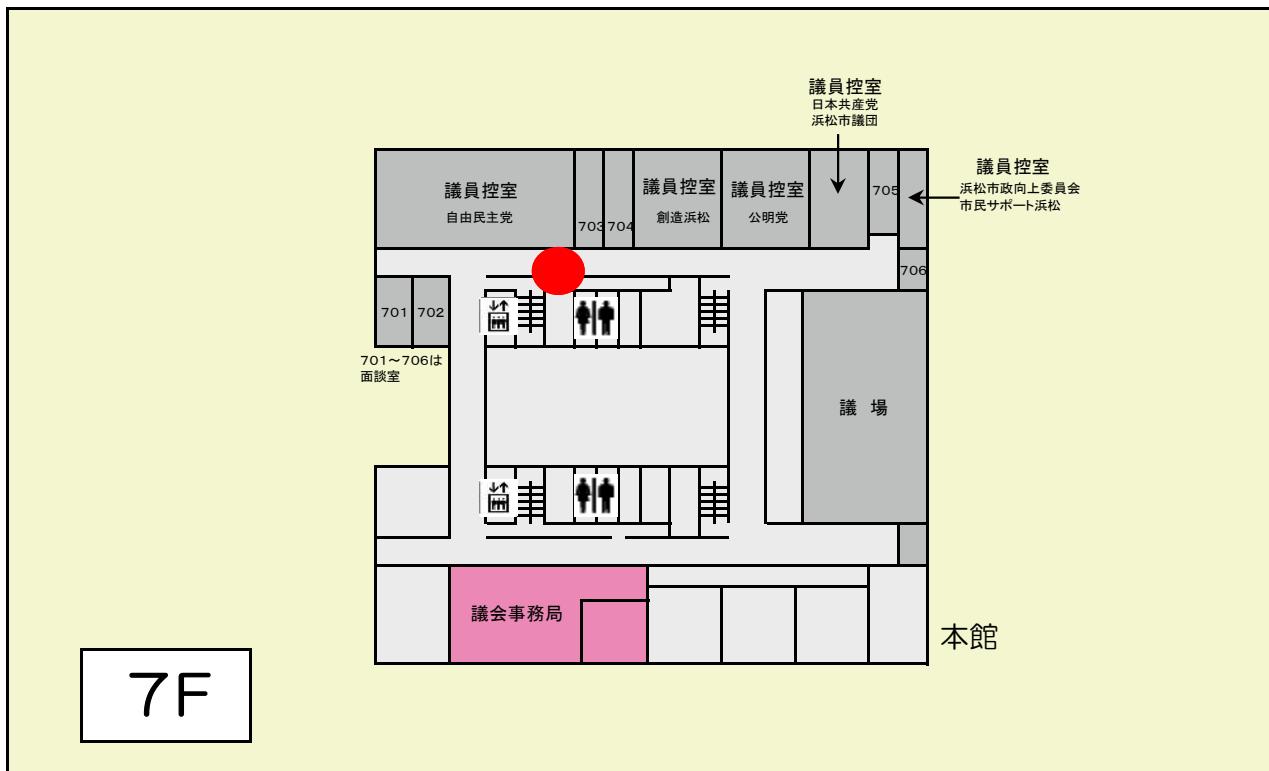


● : ウォーターサーバー設置場所



6F

● : ウォーターサーバー設置場所



総合案内



エスカレーター



エレベーター  
(車いす対応)



多目的トイレ



ベビー  
ケアルーム

男子・女子トイレ

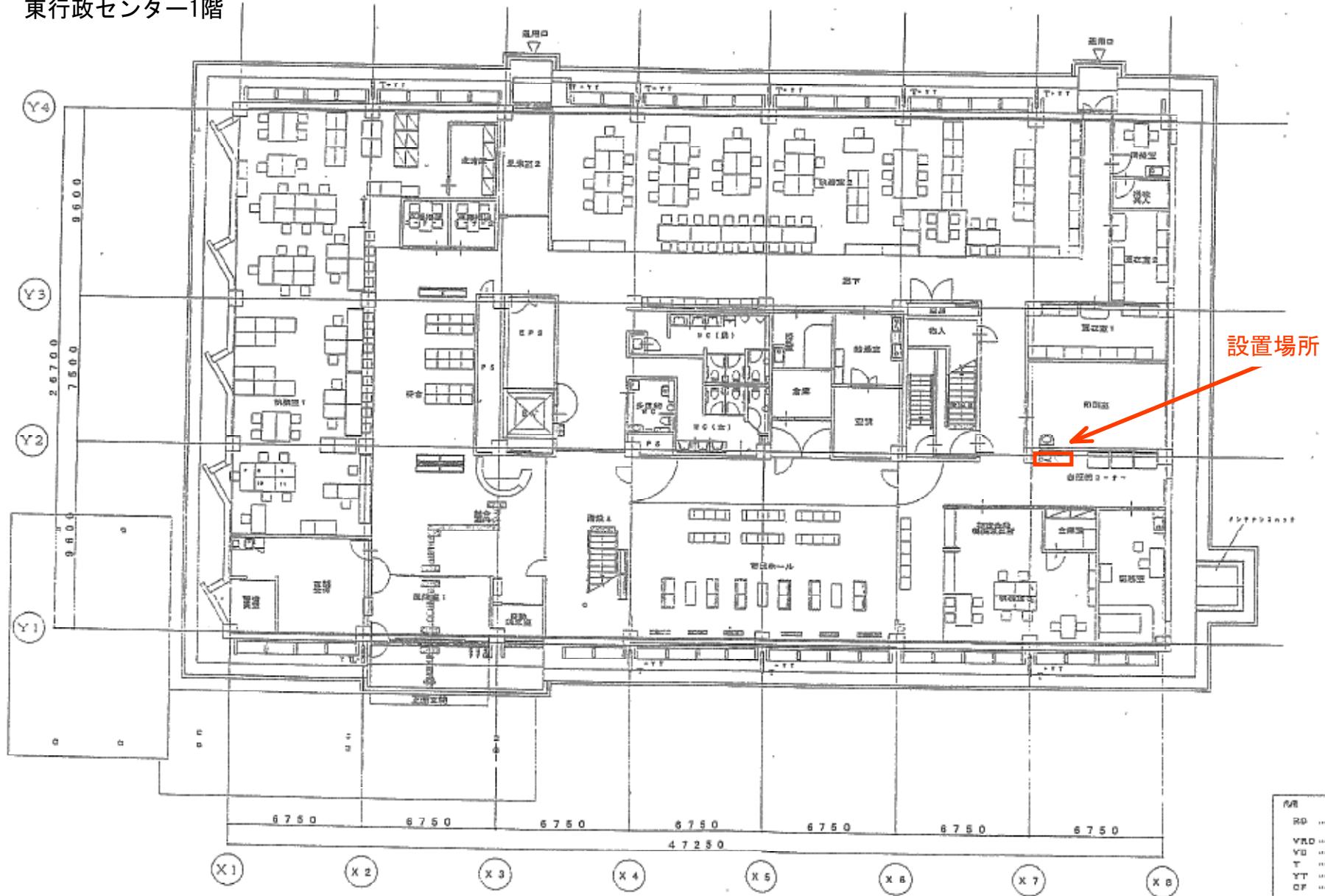
女子トイレ

男子トイレ

オストメイト対応トイレ

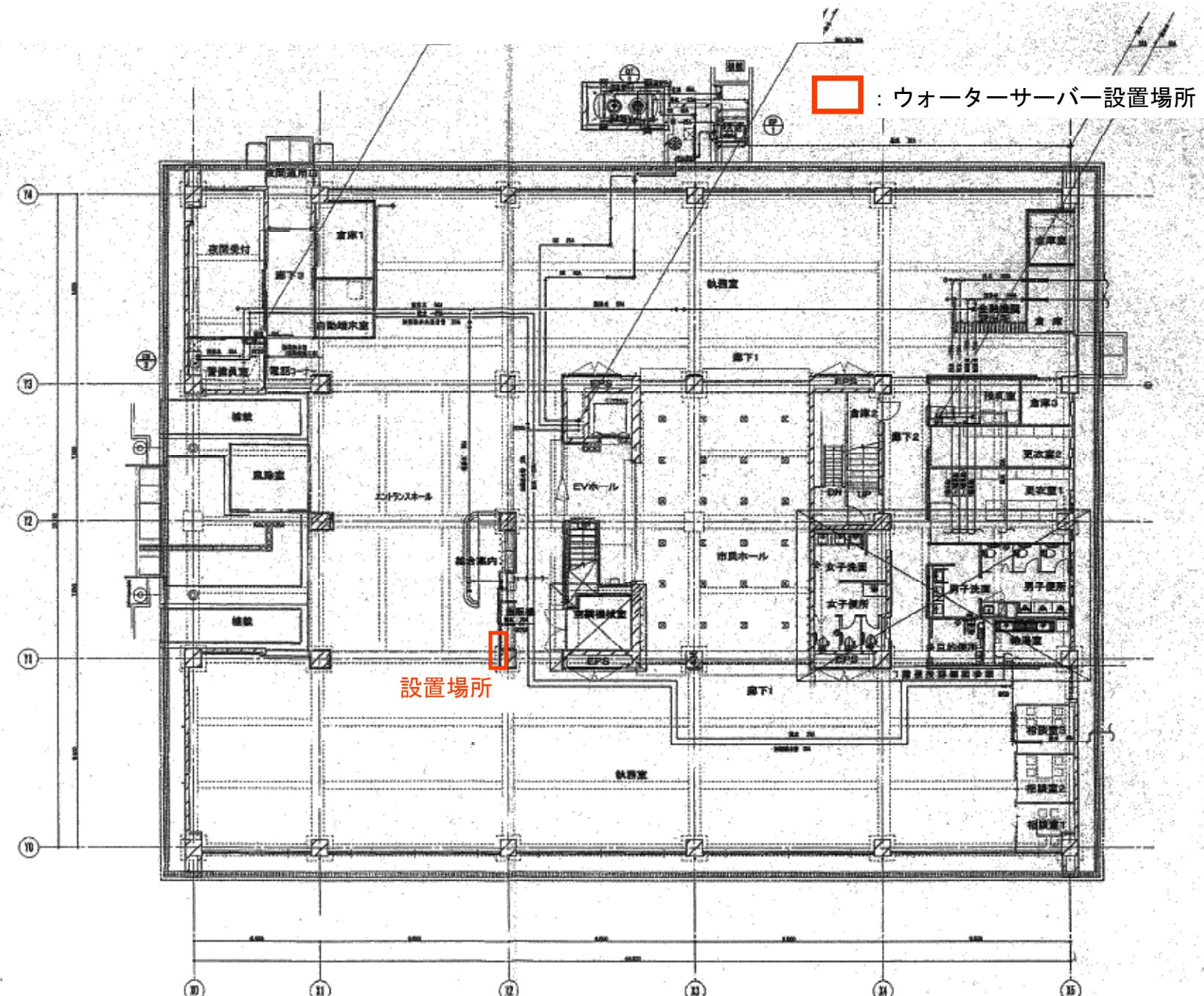
: ウォーターサーバー設置場所

## 東行政センター1階



内部  
RP: ...を項目7と見なす  
VLD: ...を例示する  
VIO: ...を例示する  
T: ...を示す  
YT: ...を例示する  
OF: ...を示す

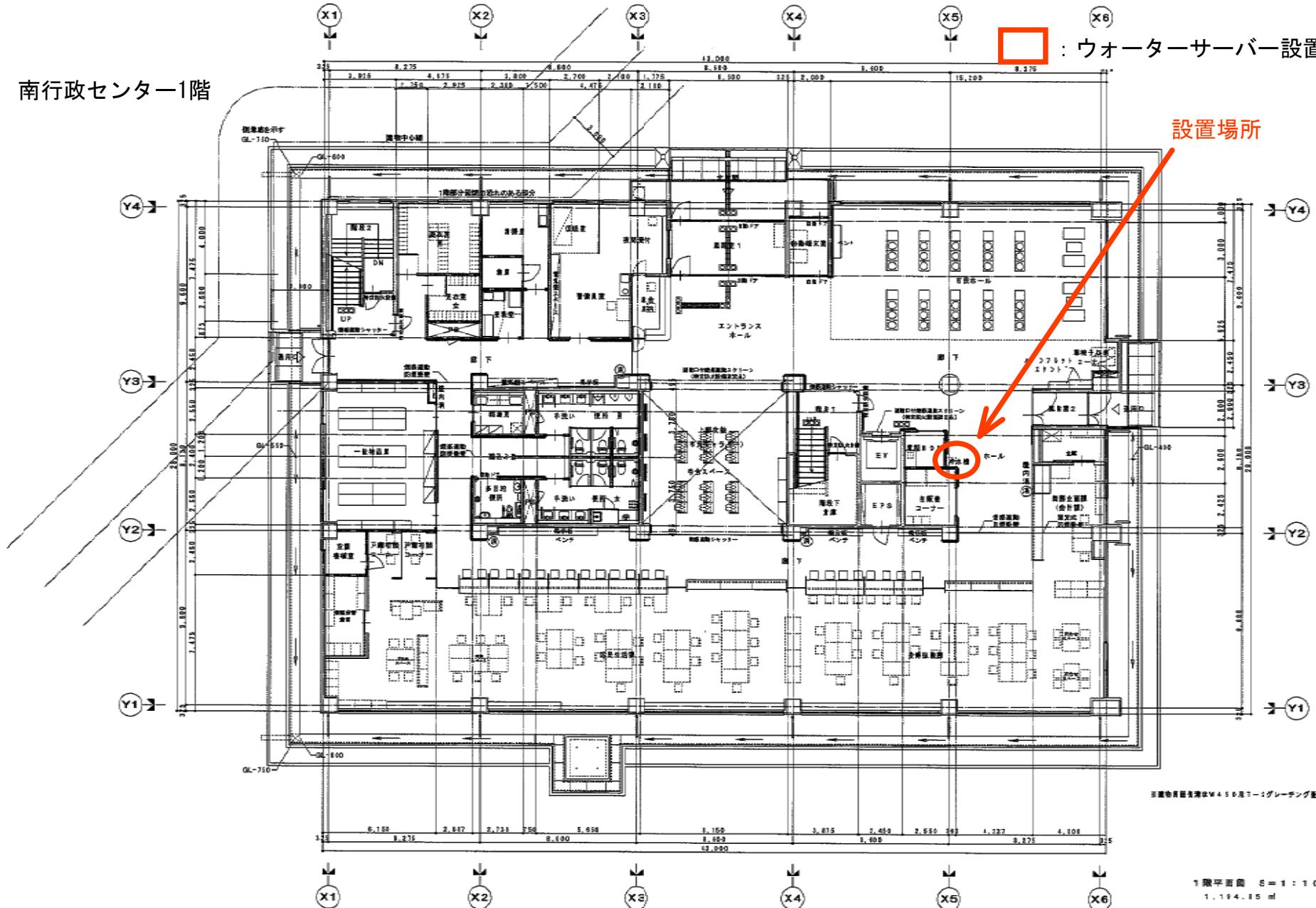
西行政センター1階



南行政センター1階

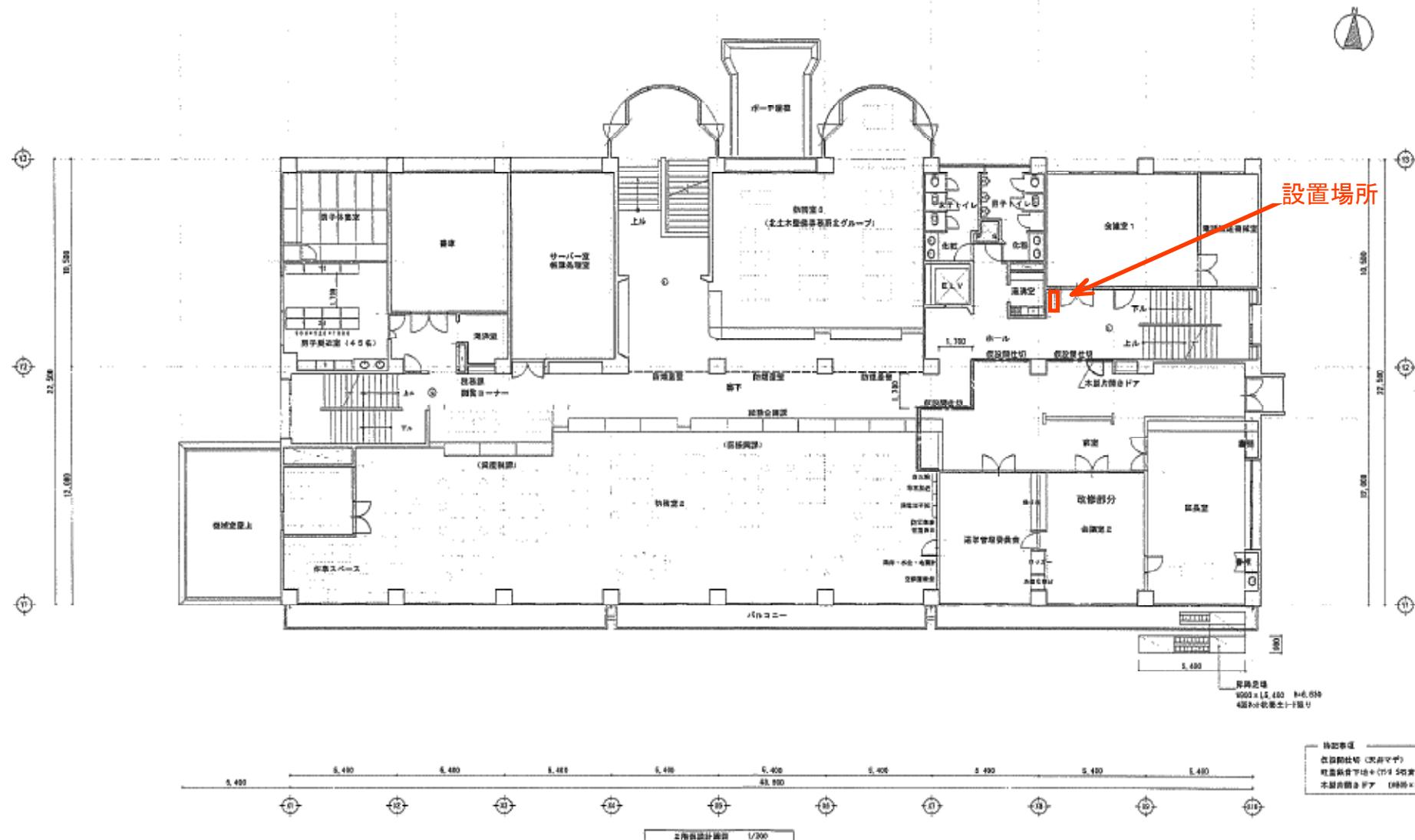
## ■ ウォーターサーバー設置場所

## 設置場所

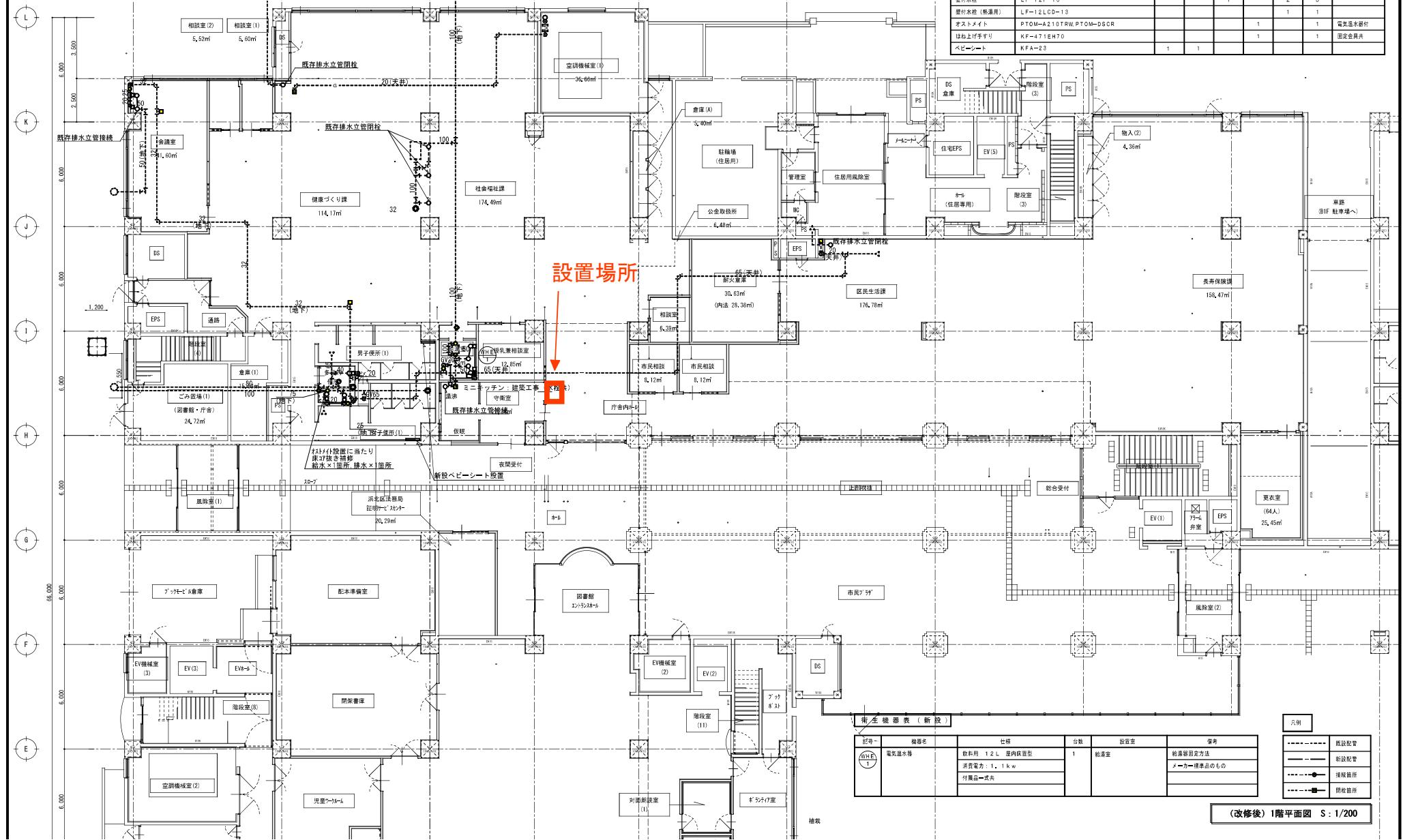


□ : ウォーターサーバー設置場所

北行政センター2階



# 浜名区役所1階



天竜区役所1階

□ : ウォーターサーバー設置場所

